

ロタウイルスに係る予防接種費用助成要綱

(趣旨)

第1条 予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定によるロタウイルスに係る予防接種の定期予防接種の対象とならない者に対するロタウイルスに係る予防接種（以下「ロタウイルス予防接種」という。）に要した費用に対する助成については、この要綱の定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 ロタウイルス予防接種の費用の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、ロタウイルス予防接種を受けた日において本市に住所を有する者のうち、次に掲げるものの保護者とする。ただし、日本国外でロタウイルス予防接種を受けた者の保護者である場合は、この限りでない。

(1) 令和2年4月1日から同年7月31日までに生まれた者

(2) 令和2年8月1日以降に生まれた者であって令和3年3月31日までにロタウイルス予防接種を受けたもの

(3) その他市長が特に認める者

(費用の助成)

第3条 市長は、助成対象者に対しロタウイルス予防接種に係る費用を助成するものとする。

2 助成の額は、ロタウイルス予防接種を受けることに要した額又は市が個別接種を委託する医療機関にロタウイルス予防接種を委託する際に算出する単価とのいずれか少ない額に相当する額とする。

(接種の期間)

第4条 ロタウイルス予防接種を受けることができる期間は、1価のワクチンにあつては生後6週に至る日の翌日から生後24週に至る日の翌日まで、5価のワクチンにあつては生後6週に至る日の翌日から生後32週に至る日の翌日までとする。

(接種の回数)

第5条 ロタウイルス予防接種を受けることができる回数は、1価のワクチンに限り使用する場合にあつては2回、少なくとも1回は5価のワクチンを使用する場合にあつては3回を限度とする。この場合において、2回目以降に行うロタウイルス予防接種は、前回のロタウイルス予防接種を受けた日から27日以上の間隔をあけるものとする。

(接種の手続)

第6条 助成対象者は、医療機関において予診票に必要事項を記入の上、母子健康手帳を提示し、ロタウイルス予防接種の対象者にロタウイルス予防接種を受けさせるものとする。

(助成の申請等)

第7条 ロタウイルス予防接種の費用の助成を受けようとする者は、予防接種費用助成申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) ロタウイルス予防接種を行った医療機関等の領収書(ロタウイルス予防接種を受けたことが分かるものに限る。)

(2) 母子健康手帳の写し、予防接種済証その他ロタウイルス予防接種の記録が記載されているもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、予防接種を受けた日から1年以内に行わなければならない。

3 市長は、第1項の申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、費用の助成を決定したときは、予防接種費用助成決定通知書により通知するものとする。

(その他の事項)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、こども育成部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。